

めじやないかと思ふんですが、そこはどうでしょ
う。

○説明員(西崎清久君) 定年制度の趣旨は、やはり最初にお話がございましたように、長期的なあるいは安定した人事管理の問題とか、活力を組織に与えるとか、新陳代謝の問題という点にあると思いますし、それは教職員人事行政に必要でござる。

います。そういう意味で、定年制がしかれるということに伴つて、いま六十歳以下で勧奨をしておるという実態が六十までというふうに定年制度上はなるというふうな意味においては大変その点では有効でございましょうし、しかも安定した人事行政の観点においては有効な措置になり得るとい

うふうに考えております。
○本岡賜次君 無責任ですよ、ちょっと文部省としては。定年制度になるからいまある男女差別がなくなっていく、有効な措置でしょう、そんな認識ですか。定年制を是認するにしても、それまで

に文部省として各県を指導して、こうした男女差別、地公法十三条の、法のもとにあってはならない差別があるのだから、これをなくすということをむしろ言い切って、その上で、定期制なら六十までみないきましょう、こうならなければ、だれ

たつて現場の教職員は信頼もしないし安心もしませんよ。それを言い切なければならない、前段なんか要らぬよ。定年制がしかれたらだんだんなくなるでしようなんて受動的なことではなくて、能動的に文部省として定年制との関係においてこの問題はこうします、こう言い切らなければいけないかねでしょ

○説明員(西崎清久君) 私は、一般論で申し上げたわけでありまして、男女の問題じやなくて……

○説明員(西崎清久君) 一般論の問題として、五十九歳とか五十八歳とかいう基準を設けている県が、六十という定年によつて引き上げられるといふことを申し上げたわけで、男女の問題について、は、もちろん私どもは六十年の定年制が実施され

までの間、指導を手控えることは決してするつもりはございません。それまでの間においても男

女間の問題についての適切な指導はやつてまいり
という気持ちでございます。
○本岡昭次君 やつてまいりますということでは
なくて、さつきからも志苦委員の方から出たよう
に、それは文部省と地方教育委員会との関係とい

うのは指導、助言の関係ですよ。それはよくわかっていますよ。だけれども、法との関係、あるいは定年制との関係において、そうしなければならないという一つの判断というのですかね、そういうものが文部省にあって、それを地方教育委員会がどう受けとめるか、あるいはまた自治体とな

をするというのはこれは別の問題じゃないですか。定年制が実施される、それまでにそういうことは、男女差別なんというようなものはなくしておかなければいかぬ。当然だという、あなたがそれを文部省として持つのかどうかということを尋

ねている。おいおい時間の経過とともになくなるでしょうなんというようなことじゃないでしょうか。あなたの判断をいま聞いている。どうですか。

し上げれば、それは私どももやはりそういうことは適切でないということは、繰り返し申し上げておりますように認識しておるわけですから、その点についての指導は十分強化してまいるということを申し上げておるわけであります。定年制度が実施されるまでの間においおいといふような意味で申し上げておるわけでは決してございません。

○本岡昭次君　とにかく、直ちにこうした不当な差別はやめさせるということについての指導、助言、これをひとつ強力にやつていただかなくては

ならないものだと、こう思います。ここで文部省が直接できる問題でないことはわかっているから、盛んにあなたの判断を求めているんだけれども、もう逃げて逃げ回ったから、どうも仕方がない。まあ自治大臣が、そういうようなものでは定期制いたら絶対なくなる、こう大臣がおつ

しゃっているんですから、そういうことになると
いうことを前提にして、ひとつ論議を次に進めて

みます。
それでは、次は法案の内容に少し入っていきたいのですが、これは総理府にお聞きしますが、國家公務員法の改正案の第八十一条の二ですね、この冒頭に、「法律に別段の定めのある場合を除

き。」と、こうあります、これは何を指してい
るのか。いままでも質問に出てきたと思いま
すが、改めてここで一度お願ひします。
○政府委員(森卓也君) ただいまお尋ねの八十
一条の二第一項の、「法律に別段の定めのある場合」
というのは、具体的に申し上げますと、たとえば

検察官につきまして、検察官法二十二条によつて定年が定められておりまし、それから大学教員につきましては、先生十分御承知のとおり、教育公務員特例法八条によりまして、大学管理機關が停年を定めるということになつてゐるようなもの

○本岡昭次君 大学の教員は、教育公務員特例法の第八条の二項で、「教員の停年については、大学管理機関が定める。」と、こうなっているんでありますが、現在大学教員の停年制はどうのように定めら

○説明員(齊藤尚夫君) お答えいたします。
現在停年制を設けております国立大学の数は八
十四大学でございます。
その停年の年齢でございますが、大学によつて
違つてまいるわけですが、一番数の多い年齢は六
すか、文部省ですか。

十五歳でございます。これが四十三大学ございま
す。次いで多いのが六十三歳でございます。これ
が三十五大学。最も低い年齢の停年は六十歳で
ござります。

ざいまして、これが二大学。最も高い年齢の停年は六十七歳でございます。これが一大学。以上のような状況でございます。

であるんですね。「定める」と書いてある。この表現の仕方は、地公法あるいは国公法の改正の言葉

これは違うんですね。私は、常識的に判断した
ら、教員の停年については、「定める」というんだ
から、私のところの大学は停年制は定めませんと
いうのも定めるうちの一つじゃないかと思うんで
すが、これはダメですか。

○説明員(齊藤尚夫君) 先生の御趣旨のとおりお答えできるかどうかわかりませんが、この規定によって各大学は停年を定めなければならない義務が生じておるというふうに解釈しております。

○本岡昭次君 そうすると、すべての大学に停年制が定められておりますか。

○説明員（鶴間良夫君）現在、国立大学の数が九十三大学でございます。先ほど御答弁いたしましたように、八十四の大が定めておりまして、残りの大学はまだ定めておりません。

○本岡昭次君 なるほどね。——私も、古い資料科大学を中心としまして新設の大学がかなりござります。これらは現在組織が整備途上でござりますので、この整備の暁に制定するようにならうかというふうに考えております。

の中では停年制をしない大学は十四あると言ふ。停年制を定めたから、この停年制を定めるというのではなくて、停年については定めるというんだから、停年は私たちは学校じゃしきませんよといふのも定めるうちかなうなど、こう思つていたんですがね。

新設の大字が停年を定めることについておくれでいるところです。九校とおっしゃる

いましたが、九校ぐらいたたら、ここで言えぬこともないと思いますから、一体どこの大学が現に停年を定めていないのか言ってください。そし

て、その大学はいつ設立された大学かということも含めて言ってください。